13～16　（略）

17　保基準第二十二条第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトは、細目告示第三十条第四項及び第百八条第六項中協定規則第十六号及び協定規則第百七十三号に定める基準については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18～23　（略）

24　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　令和四年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、協定規則第十六号の規則８・１・８・又は協定規則第百七十三号の規則５・１・８・の適用を受けないもの

ロ　（略）

四　（略）

25　長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であって、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一　協定規則第十六号の規則６・、７・及び協定規則第百七十三号の規則５・に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の附則一Ｂの12・の規定の適用については、協定規則第九十四号の附則三の４・の規定中「56－０／＋１km／h」とあるのは「40－０／＋１km／h」と読み替える。

二　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は5.1.6.又は5.1.7.」と、第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、第十項の規定中「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

13～16　（略）

17　保安基準第二十二条第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトは、細目告示第三十条第四項及び第百八条第六項中協定規則第十六号に定める基準については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18～23　（略）

24　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　令和四年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、協定規則第十六号の規則８・１・８・の適用を受けないもの

ロ　（略）

四　（略）

25　長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であって、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一　協定規則第十六号の規則６・、７・及び８・１・から８・３・６・までに定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の附則一Ｂの12・の規定の適用については、協定規則第九十四号の附則三の４・の規定中「56－０／＋１km／h」とあるのは「40－０／＋１km／h」と読み替える。

二　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項、第八項、第十項、第十一項、第百八条第六項及び第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）